

# 現代社会

(解答番号  ～ )

**第1問** 「現代社会」の授業が始まった頃に先生が、社会で起こる問題を考える際に手掛かりとなる次の【考え方A】・【考え方B】と、様々な制度や政策を紹介してくれた。そして、問題を自分で考え、結論を導き出すことの大切さについて話してくれた。このことに関して、下の問い(問1～4)に答えよ。

## 【考え方A】

幸福な社会は、どのようにすれば実現できるだろう。そもそも人はどんなときに幸福を感じるだろうか。それは、楽しいことや快適なことがあったときではないか。反対に、人は苦痛を感じる時に不幸なのではないか。

人間の基本的な性質がこのようなものであるなら、「快」の量が多いほど、また「苦」の量が少ないほど、その社会は幸福な社会ということになる。「快」と「苦」は量として測定でき、幸福の量を計算することが可能であれば、「快」の総量から「苦」の総量を差し引いたものを、幸福量とみなすことができる。

そうであるなら、社会全体の幸福量を最大にすることによって、幸福な社会が実現できることになる。

## 【考え方B】

望ましい社会を構想する場合、正義とは何か、公正な社会はどのようにあるべきか、という問いに答えなければならないのではないか。そのために思考実験を試みよう。

自分がどのような境遇になるか分からず、また、境遇を決めることもできないという条件で、生まれ変わることができるとする。この場合、自由が奪われた境遇や、恵まれない境遇に生まれ変わりたいなどと、ほとんどの人は思わないだろう。

そうであるなら、社会の全メンバーの自由を最大限尊重しつつも、実際に恵まれない境遇にある人に対して、生活を改善していくような社会が望ましいことになる。

問 1 【考え方A】には、ある基本的な考え方が含まれている。それは次のうちどれか。最も適当なものを、次の①～④のうちから一つ選べ。 

1
---

- ① 個々人によって幸福の感じ方は異なる。
- ② 個々人に幸福を平等に分配しなければならない。
- ③ 個々人には幸福を求める義務が最初からある。
- ④ 個々人の幸福は足し合わせることができる。

問 2 【考え方B】には、ある基本的な考え方が含まれている。それは次のうちどれか。最も適当なものを、次の①～④のうちから一つ選べ。 

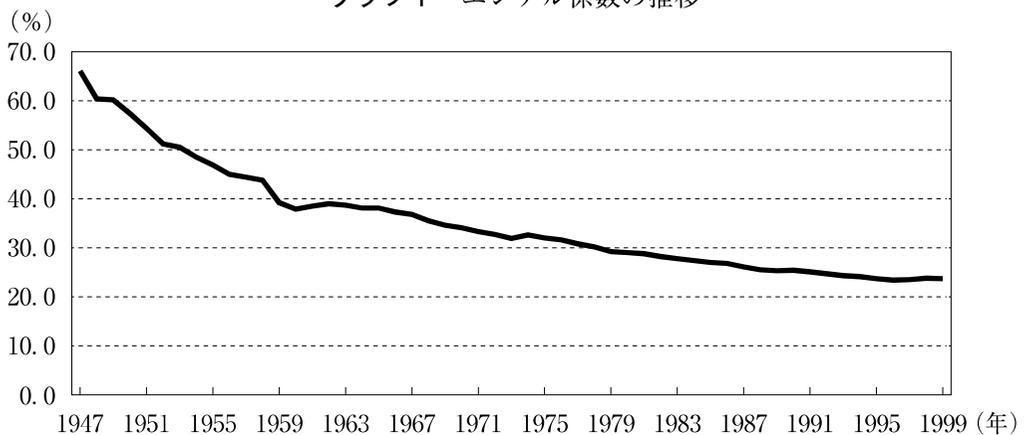
2
---

- ① 人間はみな自分が生まれた社会の影響を受けながら育つので、現在の自分の境遇に対して社会が責任をもつべきである。
- ② 人間はみな生まれた時の環境はそれぞれ別々で、一人ひとり独自の存在なのだから、各々の現在の境遇を個性だと考えるべきである。
- ③ 人間は人生を自分で選んで決定しているのだから、その意味ではみな現在の自分の境遇に対して自分が責任をもつべきである。
- ④ 人間はどのような境遇に生まれるかを自分で選んだわけではないのだから、その意味ではみな同じだと考えるべきである。

問2 下線部①に関連して、消費支出に占める食料費の割合をエンゲル係数という。このことについて、次の生徒A・Bの会話文を読み、～に入るものの組合せとして最も適当なものを、次のページの①～④のうちから一つ選べ。

生徒A：エンゲル係数は、グラフ1を見ると、1940年代は高い値を示していたけれど、その後、下がってきていることが分かるね。

グラフ1 エンゲル係数の推移



(出典：総務省統計局『家計調査年報』各年版により作成)

生徒B：これは、だね。

生徒A：その結果、教育や娯楽などに出費することが可能になり、生活が豊かになったといえるのかな。

生徒B：よくそう解釈されているよね。確かに高度経済成長期には人々の生活水準は向上したようだね。

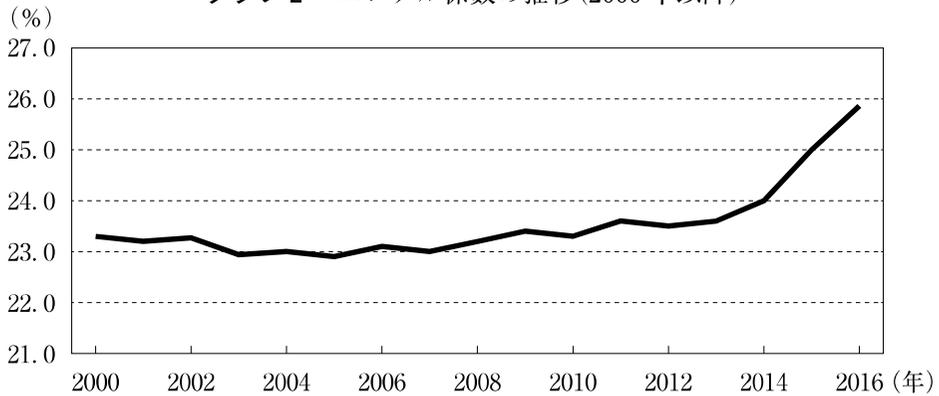
生徒A：でも、グラフ2を見ると、ここ数年またエンゲル係数が上昇し始めたね。これはなぜかな。

生徒B：それはが考えられるね。

生徒A：エンゲル係数が上昇しているということは、生活が苦しくなっているということかな。

生徒B：そう捉えることができるかどうかを確かめるには、が必要だね。

グラフ2 エンゲル係数の推移(2000年以降)



(出典：総務省統計局『家計調査年報』各年版により作成)

**X** に入るもの

- ア 所得が増えて、消費支出に占める食料費の割合が減少したから
- イ 豊富に食料が供給されるようになり、食品の価格が低下したから
- ウ 主食が安価な米食から高価なパン食への移行がみられたから

**Y** に入るもの

- エ 外食や持ち帰ってすぐ食べられる総菜・弁当などの「中食」が増えてきたこと
- オ 円安傾向で輸入食糧の価格が上昇してきたこと
- カ 世界的に人口の増加による食糧の供給が増大してきたこと

**Z** に入るもの

- キ 所得階層別にエンゲル係数を調べてみること
- ク 消費支出の総額が変化しているかどうかを調べてみること
- ケ 外国のエンゲル係数を調べてみること

	X	Y	Z
①	ア	エ	キ
②	ア	オ	ケ
③	イ	カ	キ
④	ウ	オ	ク

## 現代社会

- 問7 見出し(e)の書道家は、講演の中で、「幸福」に関するラッセルの考え方も紹介した。そして、ラッセルが、下の(A)イソップ<sup>くわお</sup>寓話を念頭において、自身の著書『幸福論』の中で、(B)のように述べていると話した。(B)の文章中の  X  に入る文として最も適当なものを、次ページの①～④のうちから一つ選べ。  7

### ラッセルの考え方

不幸な人たちは自分自身ばかりに囚われ、常に自己中心的な人たちであり、反対に、幸福な人たちは客観的な生き方をし、自由な愛情や幅広い興味をもっている人たちだ。

### (A) イソップ寓話

罨<sup>わな</sup>にかかって尾を失い、笑いものになるのを死ぬほど心配したキツネが、仲間を集めてこう自慢してみせた。「そんな重くて長い尾なんか切ってしまうと、うんと楽になるから、みんなも切ってしまうといいよ。」

そう言われた仲間の一匹は、「君は自分のためにそんなことを言うのだろう」と応じた。

### (B) ラッセル『幸福論』の一部(要約)

不幸な人たちは、いつもその事実を自慢にしているのだ。彼らの自慢は、たぶん、尾を失ったキツネの自慢のようなものだ。もしそうであるなら、不幸を乗り越えるためには  X 。幸福になる道を見つけたならば、わざわざ不幸を選ぼうとする人はほとんどいないだろう、と私は信じている。

- ① 尾を失ったキツネの話を受け入れるように彼らに忠告してやることだ
- ② 尾を失ったキツネを仲間はずれにしないように彼らに忠告してやることだ
- ③ どうしたら罨にかかって尾を失わずに済むかを彼らに示してやることだ
- ④ どうしたら新しい尾を生やすことができるかを彼らに示してやることだ

## 現代社会

**第3問** 次の文章は、日本国民で国外に居住していて国内の市町村の区域内に住所を有していない者(在外国民)の国政選挙における選挙権の行使を制限することが、日本国憲法に適合するかどうかについて判断を示した2005年の日本の最高裁判所の判決文の一部である。この文章を読み、次ページ以降の問い(問1～5)に答えよ。(配点 16)

### 判決文の一部

国民の代表者である議員を選挙によって選定する国民の権利は、国民の国政への参加の機会を保障する基本的権利として、(a)議会制民主主義の根幹を成すものであり、民主国家においては、一定の年齢に達した国民のすべてに平等に与えられるべきものである。

(b)憲法は、前文及び1条において、主権が国民に存することを宣言し、国民は正当に選挙された国会における代表者を通じて行動すると定めるとともに、43条1項において、(c)国会の両議院は全国民を代表する選挙された議員でこれを組織すると定め、15条1項において、公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利であると定めて、国民に対し、主権者として、両議院の議員の選挙において投票をすることによって国の政治に参加することができる権利を保障している。そして、憲法は、同条3項において、公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障すると定め、さらに、44条ただし書において、両議院の議員の選挙人の資格については、人種、信条、性別、社会的身分、門地、(d)教育、財産又は収入によって差別してはならないと定めている。以上によれば、憲法は、国民主権の原理に基づき、両議院の議員の選挙において投票をすることによって国の政治に参加することができる権利を国民に対して固有の権利として保障しており、その趣旨を確たるものとするため、国民に対して投票をする機会を平等に保障しているものと解するのが相当である。

## 現代社会

問 5 22 ページの判決文の一部に続く内容は、「憲法に適合するかどうかの基準に関する一般論」→「その基準の明確化」→「この裁判で問題となる事項に即した、その基準の具体化」の順に並んでいる。次のア～オの文章のうち三つを選び、この順に並べたものとして最も適当なものを、次ページの①～⑧のうちから一つ選べ。なお、文章中の「事由」とは、物事の理由や原因という意味である。

22

ア そして、そのような制限をすることなしには選挙の公正を確保しつつ選挙権の行使を認めることが事実上不能ないし著しく困難であると認められる場合でない限り、上記のやむを得ない事由があるとはいえず、このような事由なしに国民の選挙権の行使を制限することは、憲法 15 条 1 項及び 3 項、43 条 1 項並びに 44 条ただし書に違反するといわざるを得ない。また、このことは、国が国民の選挙権の行使を可能にするための所要の措置を執らないという不作為によって国民が選挙権を行使することができない場合についても、同様である。

イ 憲法は、上記のように投票の機会を保障しているのであるが、在外国民は自らの意思で日本国外に居住しているのであり、それはまた、憲法 22 条 2 項が国民に保障する外国に移住する自由をその者が享受していることを意味するのであるから、これによって実際に投票をできない結果がもたらされるとしても、それは、やむを得ない事由によるものと考えられる。

ウ 憲法の以上の趣旨にかんがみれば、自ら選挙の公正を害する行為をした者等の選挙権について一定の制限をすることは別として、国民の選挙権又はその行使を制限することは原則として許されず、国民の選挙権又はその行使を制限するためには、そのような制限をすることがやむを得ないと認められる事由がなければならぬというべきである。

エ そこで、国民のうちの一部の者が選挙権を行使することができない結果をもたらす法律については、上記のような憲法の諸規定に適合するかどうか問題となるところ、その検討にあたっては、国会が立法をするにあたって裁量権を有することが前提とされなければならない。そして、在外国民が選挙権を行使できないものとする国会の措置が裁量権の行使として適切かどうかを検討する際には、在外国民の投票については、公正な選挙を実施する上で、国内に居住する国民の場合よりも社会的、技術的な制約が大きいことをも考慮に入れる必要がある。

オ 在外国民は、選挙人名簿の登録について国内に居住する国民と同様の被登録資格を有しないために、そのままでは選挙権を行使することができないが、憲法によって選挙権を保障されていることに変わりはなく、国には、選挙の公正の確保に留意しつつ、その行使を現実的に可能にするために所要の措置を執るべき責務があるのであって、選挙の公正を確保しつつそのような措置を執ることが事実上不可能ないし著しく困難であると認められる場合に限り、当該措置を執らないことについて上記のやむを得ない事由があるというべきである。

- ① ア → ウ → オ
- ② イ → エ → ア
- ③ イ → オ → ア
- ④ ウ → ア → オ
- ⑤ ウ → エ → イ
- ⑥ エ → ウ → ア
- ⑦ エ → ウ → イ
- ⑧ オ → エ → イ

⑥大学入試共通テスト 試行調査問題 日本史B pp.22~23

B B班は、寺院に関する展示資料から、仏堂(仏像を安置する建物)の構造や仏像の配置が、仏教の社会的役割によって変化してきたことに気づき、カードと模式図を作成した。

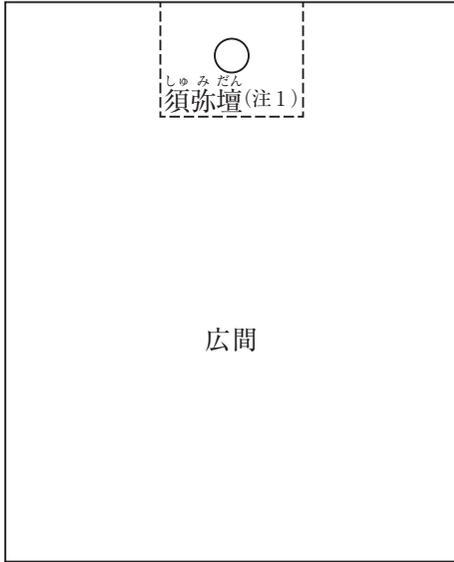
問 4 各時代における仏教の社会的役割に関する3枚のカード(時代順になっているとは限らない)を参考にして、図ア～ウについて、古いものから順に配列した場合、正しいものを、下の①～⑥のうちから一つ選べ。 13

カード  
国家の安定を目的とした仏教であったので、僧侶だけが仏堂の中で読経した。

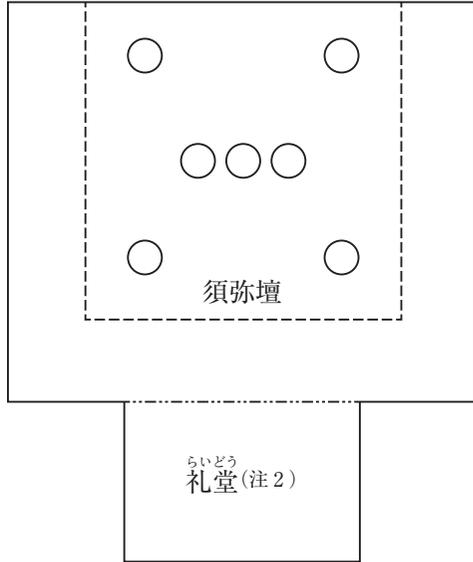
カード  
民衆を救済する仏教が成立し、信者が一斉に集まって祈る場としての仏堂が作られた。

カード  
仏の加護を願って、一定期間仏堂にこもる習慣が貴族の間に広がっていった。

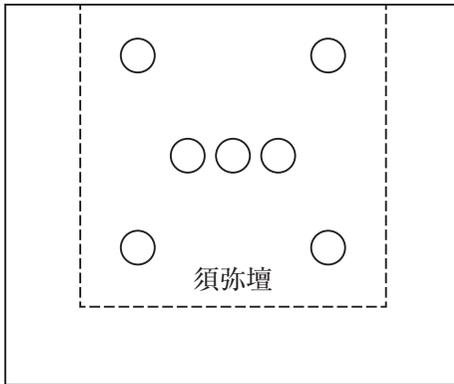
ア



イ



ウ



図は仏堂の内部を上から見た簡単な模式図である。□は仏堂を、[ ]は須弥壇を表している。○は仏像の位置を示す。  
(なお、縮尺は同じではない)

(注1) 須弥壇とは、仏像が置かれている一段高い場所。

(注2) 礼堂とは、礼拝するために上げられた場所。

① アーイーウ

② アーウーイ

③ イーアーウ

④ イーウーア

⑤ ウーアーイ

⑥ ウーイーア